

# 災害からの復興に向けて

市民の皆さまへ

7月25日の豪雨災害により亡くなられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された全ての皆さまにあらためて衷心よりお見舞いを申し上げます。

発災から約1か月が経ちましたが、8月23日現在も49人の市民が5か所の避難所で避難生活を余儀なくされています。観音寺地区の一部・大沢地区では発災以来断水が続き、現在も13軒で復旧していません。避難所にいる方だけでなく親類宅に身を寄せる方なども含め被災した方々は、猛暑の中、被災家屋の清掃・片付けを続けながら、今後の生活再建の道筋を悩み探っています。

そんな被災した方々を支えるため、前号でもふれたように、市内外の多くの方々が昼夜を問わず被災地区で活動し、また義援金を届けてくださっています。ここでは紹介しきれないほどの多くの団体・人々のご支援に対し、あらためて感謝いたします。

自宅のある地区とは別の地区

の公営・民間住宅に仮住まいを始めた方や、農地の復旧に長期間を要する方など、被災した方々が生活を安定させるにはまだまだ多くの時間と支援が必要です。同じ酒田市民として、大変な思いをしている市民がいることを忘れずに毎日を過ごしていきたいらと思います。

災害ボランティア活動は引き続き必要とされていますし「被災した市民を地域で温かく迎える」「市民の安全・安心のため、これまでどおり地域の活動を継続する」なども大事な支援だと思えます。また、風評被害を防止するため、酒田の観光や特産品などをPRし、経済活動をより一層活発にしていこうとも重要です。それぞれのスタイルで「応援」「連帯」の気持ちを表していけたら、酒田は温かく住みよいまちになると思っています。

令和6年8月25日

酒田市長 矢口明子



## 復旧・支援の状況

- ① 国道344号の応急復旧が完了し、復旧、支援車両などの通行が可能になった。
- ③ 県や他市町村からの応援職員による被害調査の出発式。
- ④ 仮設配管により断水していた地区へ給水を順次開始。
- ⑤ 大雨災害に係る国への要望活動を山形県市長会として実施。
- ⑥ 8月15日より北青沢地区の土砂撤去開始。
- ⑦ ボランティアによる浸水した家財などの運び出し。
- ⑧ 発災から1か月、被災地の復旧状況などの視察を実施。





## 災害援護資金貸付を行います

☎ 地域福祉課障がい福祉係 ☎ 26-5733

### 貸付限度額

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財及び住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	350万円

災害により世帯主が重傷を負った世帯または住居・家財に大きな被害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯の場合、生活の立て直しをするための資金の貸し付けを受けることができます。

**対象世帯**／7月25日現在で本市に住民票があり、世帯主が重傷（療養におおむね1か月以上を要する負傷）を負った世帯または住居・家財などに大きな被害があった世帯

### 所得制限

世帯人数	前年中の総所得額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算した額未満

◆ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1千270万円未満。

## 生活必需品の支給

☎ 地域福祉課福祉総合相談係 ☎ 26-5424

大雨災害により、住家が半壊以上の被害を受け、生活上必要な衣類、寝具などを使用できない世帯に対して、生活必需品を支給します。

**対象**／住家が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「準半壊」の被害を受けた世帯

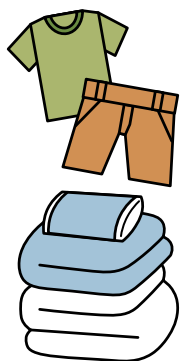
**限度額**／被災状況および世帯の人数などにより、支給される物品の限度額が異なります

**支給例**／「半壊」で3人世帯の場合：1万3千円を上限に現物支給

**申請期限**／令和6年9月17日まで申請書、罹災証明書を市役所1階同課へ

◆申請書は同課に設置するか市ホームページからもダウンロードできます。

◆本制度は現金を給付する制度ではありません。



## 障がいのあるかたへの支援を紹介します

7月25日の大雨災害により甚大な被害を受けたかたに対して、さまざまな支援制度があります。具体的な申請要件や申請方法などは、各問い合わせ先へ問い合わせてください。

支援制度	概要	問い合わせ先
特別児童扶養手当の所得制限解除	住宅・家財などの財産が、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を解除	こども未来課発達支援係 ☎26-6258
障害児福祉手当の所得制限解除		地域福祉課障がい福祉係 ☎26-5733
特別障害者手当の所得制限解除		
障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援利用者負担額の減免	住宅が準半壊以上の損害を受けた場合、利用者負担額を減免	地域福祉課障がい福祉係 ☎26-5733 こども未来課発達支援係 ☎26-6258
自立支援医療（更生・育成）、補装具費、療養介護医療費の自己負担分の減免	住宅が準半壊以上の損害を受けた場合、自己負担分を減免	地域福祉課障がい福祉係 ☎26-5733